

第 8 0 号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び  
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい  
て

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関  
する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する  
条例（平成 2 6 年八王子市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 1 6 章 （略） 第 1 7 章 雑則（第 2 1 1 条・ <b>第 2 1 2 条</b> ） 附則  <u>（電磁的記録等）</u> <b>第 2 1 1 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 4 条第 1 項（第 4 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 3 条の 4、第 4 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 3 条、第 9 3 条の 5、第 1 2 1</b>	目次 第 1 章～第 1 6 章 （略） 第 1 7 章 雑則（第 2 1 1 条） 附則

条、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第175条の12、第175条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第18条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第175条の12、第175条の20、第192条、第192条の11、第203条並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第57条第1項、第103条第1項（第108条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第192条の11及び第203条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第212条 （略）

（委任）

第211条 （略）

## 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。